

3月~6月
出店事業者
募集中!

イオンモール高の原で販売会を開催!

～あなたの商品の魅力を発信しませんか～

「奈良いろどりマルシェ」開催概要 (旧称：奈良のいろどり良品販売会)

- 目的：県内事業者が自ら対面販売する機会を提供することで、消費者ニーズの把握や商品の認知度向上を図り、商品開発と販路拡大に繋げる。
- 場所：イオンモール高の原 平城コート
- 出店費用：無料（売上げ歩率なし）
- 応募方法：当センターHPから「出店申込書」をダウンロードしていただき、必要事項をご記入の上、メールで事務局まで送付して下さい。（詳しくは、裏面を参照して下さい。）
<URL> <http://www.pref.nara.jp/item/191210.htm#moduleid60194>
- 応募〆切：令和2年1月24日（金曜日）17時必着
（出店については原則として書類選考の上決定いたします。）

■ 3月販売会

- ・開催日：3月13日（金曜日）～15日（日曜日）の3日間
- ・商品テーマ：これからの春に向けて！（春に準備したい商品）

■ 4月販売会

- ・開催日：4月17日（金曜日）～19日（日曜日）の3日間
- ・商品テーマ：奈良の春を感じられる商品

■ 5月販売会

- ・開催日：5月15日（金曜日）～17日（日曜日）の3日間
- ・商品テーマ：アウトドアを楽しもう！

■ 6月販売会

- ・開催日：6月12日（金曜日）～14日（日曜日）の3日間
- ・商品テーマ：奥大和の地域産品特集

以下の地域に主たる事業所がある事業者で地域の魅力を感じられる商品

<奈良県南部東部地域> 五條市・御所市・宇陀市・山辺郡(山添村)・宇陀郡(曾爾村・御杖村)・高市郡(高取町・明日香村)・吉野郡(吉野町・大淀町・下市町・黒滝村・天川村・野迫川村・十津川村・下北山村・上北山村・川上村・東吉野村)

※開催時間は10時～18時を予定しています。

<今後の予定>

- | | |
|-----------------------------------|---|
| 7/17(金)～19(日)：奈良の夏を感じられる商品 | 10/16(金)～18(日)：奈良の秋を感じられる商品 |
| 8/8(土)～10(月)：夏休みワークショップ
(子供対象) | 11/13(金)～15(日)：寒い冬に備えよう
(冬に向けて準備したい商品) |
| 9/11(金)～13(日)：薬草を活用した商品 | 12/11(金)～13(日)：奈良からの贈り物 |



「奈良いろどりマルシェ」事務局 奈良県産業振興総合センター 経営支援課

〒630-8031 奈良市柏木町129-1 TEL：0742-31-9082 FAX：0742-34-6705

「奈良いろどりマルシェ募集要領」について

【応募資格】

- ・奈良県内に本社又は事業所を置く食品・生活雑貨関連の企画・生産を行う事業者であり、奈良県税の滞納がない者であること。

【応募条件】

- ・対象商品は一般消費財（住居・生活用品、衣料服飾品、文具、雑貨、酒類を除く加工食品等）とし、自社で企画・生産（自社で企画を行っていただければ、他社に生産委託している商品でも可）を行ったものであること。医薬品・医薬部外品に関しては要相談。また、県及びイオンモール高の原店が不適切と認めるものは対象外とする。
- ・販売会終了後、出店者アンケート及び実績報告等を提出すること。
- ・販売会の風景等を奈良県ホームページその他広報媒体に利用することを了承すること。

【応募方法】

当センターHPから「出店申込書」をダウンロードし、必要事項を入力の上、メールに添付してご応募ください。（メールアドレス：innovation@office.pref.nara.lg.jp）

なお、応募された段階で当募集要領を承諾したものとします。

※ 出店者を選考する際に「出店申込書」以外に資料提出を求める事があります。

※ 選考の経過等に関する問い合わせには一切応じないものとします。

【販売上の注意事項】

- ・出店者は、販売期間中は必ず販売員を配置すること。もし、予定していた販売員が急きょ販売会に来れなくなった場合でも、出店者が販売員を手配し、対応すること。
- ・販売員、商品、おつり、領収証などは出店者が準備及び管理すること。

【食品展示販売する場合の注意事項】

- ・保健所で必要な手続きを行っていない場合、出店できません。
- ・生鮮食品（さしみ、生肉、生卵等）、また生クリームは展示販売できません。
- ・食品原材料の細切等の仕込みや熱源を使用した調理、煙の発生する調理はできません。
- ・医薬品医療機器等法に抵触する疑い（効能・効果等）のある表示食品は保健所の確認が必要です。

【その他注意事項】

- ・出店会場で展示販売いただける事業者・商品は、出店申込書を適正に提出し審査会で選定された事業者及び商品が原則です。
- ・特許権・実用新案権・意匠権・商標権などの知的財産権に関する責任、品質や安全性など製造・販売に関する責任は、出店者（応募者を含む）が負うこと。
- ・販売した商品等につき、クレームがあった場合は速やかにイオン及び事務局に報告するとともに、当該出店者の責任において適切に対応すること。
- ・イオン及び事務局からの販売会当日に関する指示事項（別途提示）にご対応いただけること。

【会場内設備について】

- ・什器（会議机、幅180cm、奥行き90cm程度）は事務局で用意します。会場等の都合上、什器の大きさを変更する場合があります。なお、什器の装飾等は出店者が準備してください。
- ・電源（コンセント）は各出店者に1口ずつ用意していますが、それ以外の電源は利用できません。

【応募資格の喪失】

出店者等（応募者を含む）が次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、選定対象から除外するとともに販売期間の場合には出店を中止する。

- ① 出店者等の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）であるとき。
- ② 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ③ 出店者等の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- ④ 出店者等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- ⑤ ③及び④に掲げる場合のほか、出店者等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

申込日 令和 2 年 1 月 ____ 日

奈良県産業振興総合センター所長 殿

事業者名称: _____

代表者役職、氏名: _____

主たる事業所の住所: 〒 _____

「奈良いろどりマルシェ募集要領」を了解の上、以下のとおり申込みします。

ご担当者役職、氏名: _____

TEL: _____

E-mail: _____

※連絡は主にメールで行いますので、PCメールを必ずご記入ください。

出店期間中の配置人員計画

出店希望月

①3月希望 ②4月希望 ③5月希望 ④6月希望

※ご希望番号に○を付けてください。

※複数月お申度いただき選定となりました場合、選定月全てにご出店をお願い致します。

キャンセルされた場合、お申度をお断りする場合がございます。

出店商品概要等についてご記入ください

商品名

商品カテゴリ・利用目的

商品価格(税込)

対象ユーザー
(例: 働く30~40代女性)

商品概要

商品に対する想いや
商品開発背景

商品の
セールスポイント

商品テーマとの関連

販路開拓等についてご記入ください

現在の販売先	
これまでの販路開拓の取組	
販売会に参加するねらい	
販売会後の販路開拓の取組	

※出店申込書が2枚になっておりますので、2枚ともメールでお申込み下さい。

展示販売を希望する商品は全てご記載ください。

※商品写真をJPEGデータでメール添付にて送信してください。

※容量が5MBを超えると当センターではメールを受け取れませんので、容量にご注意ください。

【 送付先メールアドレス : innovation@office.pref.nara.lg.jp 】

※本販売会を知るきっかけを下記にご記載ください。

きっかけ:

ご出展者様のご感想！

- ・出店者同士の情報交換や、期間中色々な面で協力関係が出来ました。コラボ商品が出来そうです。
- ・実際にエンドユーザーの生の声を聞くことができ、商品開発へのヒントになりました。
- ・何度か出店することでお客様に対する認知度が上がっていく事が分かりました。
- ・お客様の中には奈良県のものということに興味を待たれる方も多く、地域と連携した販促経路の拡大などの可能性を感じました。

